

## 不起訴処分理由告知書

令和4年12月23日

■■■■■■■■■■ 殿

水戸地方検察庁

検察官 検事 神谷 雄一郎



貴殿の請求により下記のとおり告知します。

記

貴殿から令和4年9月17日告発のあった葉梨康弘、■■■■■■■■■■に対する政治資金規制法

違反、私文書偽造・同行使被疑事件の不起訴処分の理由は、次のとおりです。

（不起訴処分の理由）

嫌疑不十分

令和4年検 第4713、4714号